

(電子メール施行)  
砂第1195号の4  
令和2年11月27日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様  
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様  
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について (通知)

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。  
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 指定地区

姫路市 勝原区、網干区、山田町、豊富町、飾東町、城見台  
(加古川市または太子町にまたがる区域あり)

2 指定区域数及び公示日等

(1) 土砂災害警戒区域

- ① 新規指定 6箇所 (急傾斜地の崩壊6箇所)  
令和2年11月27日兵庫県告示第1235号
- ② 一部改正 4箇所 (急傾斜地の崩壊4箇所)  
令和2年11月27日兵庫県告示第1241号

(2) 土砂災害特別警戒区域

- ① 新規指定 58箇所 (急傾斜地の崩壊51箇所、土石流7箇所)  
令和2年11月27日兵庫県告示第1249号、第1250号及び第1251号

3 公示図面の相談窓口 (関係土木事務所)

- (1) 中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課 (電話: 079-281-9460)
- (2) 東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課 (電話: 079-421-9375)
- (3) 西播磨県民局龍野土木事務所管理課 (電話: 0791-63-5207)

※(2)は加古川市にまたがる区域のみ、(3)は太子町にまたがる区域のみ

砂防課管理班 稲垣 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--